

令和5年 第11回南九州市農業委員会 議事録

1. 日 時 令和5年11月28日（火） 午後2時00分～

2. 場 所 南九州市颯娃保健センター

3. 出席委員(18人)

会長	1 番	本木下 裕一			
会長職務代理	2 番	大隣 初美			
委員	3 番	月野 貴大	4 番	吉崎 久男	5 番 東垂水 勝秀
	6 番	松永 克生	7 番	高江 京子	8 番 永山 明美
	9 番	福元 幸志	10 番	松藺 勝郎	11 番 下之門 信洋
			13 番	大坪 幸博	14 番 桑代 純一
	15 番	栢川 明子	16 番	松村 孝徳	17 番 池田 慎
	18 番	梶山 俊孝	19 番	宮原 俊郎	

4. 欠席委員(1人)

12 番 六反田 達郎

5. 議 題

- 開会の宣言
- 会長諸般の報告
- 事務局長諸般の報告
- 開議の宣告
- 日 程 第 1 会議録署名委員の指名
- 日 程 第 2 会期決定の件
- 日 程 第 3 議案審議に係る通知事案について
- 日 程 第 4 農業経営改善計画認定者の報告について
- 日 程 第 5 議案第 67 号 農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について
- 日 程 第 6 議案第 68 号 農地法第 3 条許可指令書の取消について
- 日 程 第 7 議案第 69 号 農地法第 3 条許可申請に対する許可について
- 日 程 第 8 議案第 70 号 農地法第 5 条許可の取消について
- 日 程 第 9 議案第 71 号 農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について
- 日 程 第 10 議案第 72 号 農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について
- 日 程 第 11 議案第 73 号 非農地証明願について
- 日 程 第 12 その他
- 閉議の宣告

○ 閉会の宣言

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 山下 剛志

農政係長 折尾 武志 松下 剛史

農地係長 宇都 寿彦 中村 智治

7. 会議の概要

開 会 午後2時00分

事務局長 御起立願います。

「一同 礼」

御着席願います。

議 長 それでは、出席確認を行います。六反田委員から一身上の都合により、欠席届が提出されております。

ただいまの出席人員は18名で、会議の定足数に達しております。

これより令和5年第11回 南九州市農業委員会総会を開会いたします。

議 長 まず会長諸般の報告でございますが、議案資料の145頁をご覧くださいと思います。（諸般の報告をおこなう。）

議 長 続きまして事務局長諸般の報告を求めます。

事務局長 （諸般報告をおこなう。）

議 長 只今の、会長・事務局長諸般の報告に対しまして、質問、御意見はございませんか。

4番委員 11月の常設審議委員会の18条の1項についてどのような内容だったのか教えてください。

農 地 係 18条の1項につきましては、こちらの方で前回、農業委員会総会で行われた内容と同じように借り人の信義に反する行為があったと説明いたしまして、質疑はなく、許可指令書については、農業委員会の方から出しております。

議 長 外にありませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようですので、これより本日の会議を開きます。

会議録作成に必要ですので、質疑、意見等発言を求める委員は、挙手のうえ、自分の議席番号を言ってから発言してください。

議 長 日程第1「会議録署名委員の指名」をおこないます。

会議録署名委員は会議規則第19条第2項の規定により、11番下之門委員、13番大坪委員を指名し、会議書記に農政係長を指名いたします。

議 長 日程第2「会期決定の件」を議題に供します。

お諮りします。本会議の会期は、本日11月28日の1日間で御異議ござ

いませんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり
異議なしと認めます。

したがって、会期は本日限りの1日間とすることに決定しました。

議長
農地係長

日程第3「議案審議に係る通知事案について」事務局の説明を求めます。

説明いたします。3ページでございます。

農地法第18条第6項の規定による合意解約の通知事案が1件ございました。貸人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、借人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。耕作者変更によるもの1件です。地目の内訳は、畑4筆 1,867㎡で知覧地域1件です。

説明いたします、5ページ～8ページでございます。

農用地利用集積計画の合意解約による通知事案が21件ございました。貸人は兵庫県〇〇市の相続人代表の〇〇〇〇さん、借人は鰯娃町〇〇の〇〇〇〇外20件です。

貸人主導によるもの18件、借人主導によるもの3件です。うち、農地中間管理事業への載せ替えは1件となっております。地目の内訳は、田5筆 3,643㎡、畑31筆 41,882㎡の合計36筆 45,525㎡で、鰯娃地域4件、知覧地域8件、川辺地域9件です。

なお、各ページ一番右端備考欄に記載があります筆が、後程審議いただきます議案審議に関する合意解約案件でございます。

以上で説明を終わります。

議長
委員
議長

只今の事案について、質疑はありませんか。

「なし」の声あり

質疑なしと認めます。

只今の案件につきましては、通知事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長

続きまして、日程第4「農業経営改善計画認定者の報告について」を議題とします。事務局に説明を求めます。

農政係長

資料は10ページからになります。今回は、再認定6件、内容変更2件であります。内容変更は整理番号1番と2番の代表者の変更です。

営農類型としては、茶が6件、甘藷露地野菜が1件、肉用牛1件で地区別には鰯娃3件、知覧4件、市外1件であります。

資料の12ページからが一覧表となっておりますので、お目通しをお願いいたします。以上で報告事項の説明を終わります。

議長
委員
議長

只今事務局から報告のありました件について、質問はございませんか。

「なし」の声あり

質問なしと認めます。

只今の案件につきましても、報告事案でございますので、御了承いただきたいと思います。

議長 次に日程第5 議案第67号「農業振興地域整備計画変更（案）の意見決定について」を議題とします。

6番委員 まずもって、現地調査員の報告をお願いいたします。6番委員お願いします。報告いたします。

15分の審議番号1番です。関連資料は16分から19分になります。

申請人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇番、畑642㎡で〇〇自治会に位置します。申請人は、市内の借家に居住する農家であり、借家が手狭なため、申請地に農家住宅を建築しようとすることから、農用地区域から除外するものです。申請地の南側東側は畑に北側西側は市道に接しています。

現状のままで利用するが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は水路へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に3番委員お願いします。

3番委員 報告いたします。

15分の審議番号2番です。関連資料は20分から24分になります。申請人は、〇〇県〇〇市の〇〇〇〇です。申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 外3筆、畑1,136㎡で、〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内で〇〇〇〇業を営む法人であり、既存の工場敷地内の従業員駐車場が手狭になったことから、申請地を駐車場として整備するため農用地区域から除外するものです。申請地の北側は市道に、東側は堤防に、南側は田に、西側は水路に接しています。

土砂流出、雨水排水、日照・通風等については、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 農地係長 ここで事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

審議番号1番2番の農振除外につきましては、代替地を検討しましたが、適地が見つからず、農用地区域の外周部に接していることから農地の集団化・農作業効率化に支障はなく除外の要件を満たしていると判断されます。

以上で補足説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第67号「農業振興地域整備計画変更（案）について」は、申請理由からしてやむを得ない変更として適当意見とすることに御異議ございま

せんか。

委員
議長

「異議なし」の声あり

異議なしと認めます。

よって、議案第 67 号については、申請どおり適当意見とすることに決定いたします。

議長

次に、日程第 6 議案第 68 号「農地法第 3 条許可指令書の取消について」を議題とします。事務局に提案説明を求めます。

農地係

説明いたします。

26 号の農地法第 3 条の取消しでございます。令和 5 年〇月〇日付け南九州市指令農委第 3-〇〇号で所有権移転が許可された 1 件につきまして、取消し申請がなされております。申請人のうち譲渡人は潁娃町〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は同じく潁娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。

畑 1 筆 2,058 m²のうち 1,041 m²、取引価格につきましては、300,000 円、取消し理由につきましては許可後に分筆測量を行ったところ、申請時の地積に誤りがあったことが判明したためです。

こちらについては日程第 7 議案第 69 号の農地法第 3 条許可申請でも同時申請しております。

議長

只今説明のありました案件について審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

18 番委員

25 号の「届出願い」が「取消願い」ではないか。

議長

修正ですね。他に御質問、御意見はございませんか。

委員

「なし」の声あり

議長

質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 68 号「農地法第 3 条許可指令書の取消について」は、申請どおり取り消しを許可することに御異議ございませんか。

委員

「異議なし」の声あり

議長

異議なしと認めます。

よって、議案第 68 号に案件については、申請どおり許可することに決定されました。

議長

次に、日程第 7 議案第 69 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」を議題とします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係

説明いたします。

28 号～30 号の 3 条所有権移転 20 件でございます。譲渡人は京都府の〇〇〇〇さん、譲受人は鹿児島市〇〇の〇〇〇〇さん外の申請です。

地目の内訳は、田 5 筆 2,381 m²、畑 31 筆 40,034 m²の合計 36 筆 42,415 m²で、理由につきましては、隣地で耕作しており一体化して耕作したいためが 1 件、規模・経営拡大 14 件、親類からの無償譲渡が 2 件、相手方の要望 1 件、自給的農業 2 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、田が無償、畑が 136 千円から 500 千円です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、畑 296 千円でございます。地域別では、潁娃地域 2 件、知覧地域 7 件、川辺地域 11 件です。

なお、農地法第 3 条第 2 項各号に定める許可基準に抵触しないかの判断につきましては、申請書及び提出されました 31 頁～45 頁の調査書、誓約書及び営農計画書について審査し、許可要件を全て満たしていると認められます。

御審議方よろしく申し上げます。

議長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 69 号「農地法第 3 条許可申請に対する許可について」は、全案件について申請どおり許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって、議案第 69 号の全案件について、申請どおり許可することに決定いたします。

議長 次に、日程第 8 議案第 70 号「農地法第 5 条許可の取消について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。

47 頁の農地法第 5 条許可の取消でございます。資料の 48 頁～51 頁でございます。

申請人は、鹿児島市の〇〇〇〇です。取消申請地は、知覧町〇〇字〇〇〇〇〇番、畑 1,508 m²で転用目的は〇〇〇です。

当初、当該土地を賃借する予定でしたが、賃貸人からの申し出により譲り受けることになったことから、賃借権設定の許可を取消すものです。なお、賃借権を取り消して所有権を設定することから 5 条の所有権設定申請が同時に出されています。

以上で説明を終わります。

議長 只今説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 70 号「農地法第 5 条許可の取消について」は、申請どおり取り消しを許可することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。
よって、議案第 70 号に係る案件については、申請どおり取り消しを許可することに決定されました。

議長 次に、日程第 9 議案第 71 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取決定について」を議題といたしますが、まずもって、現地調査員から報告をお願いします。10 番委員をお願いします

10 番委員 報告いたします。

53 号の審議番号 1 番です。関連資料は 56 号から 60 号になります。

譲受人は、知覧町〇〇の〇〇〇〇，譲渡人は、福岡市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 1,705 m²で、〇〇自治会に位置します。申請人は〇〇〇〇であり、武家屋敷入園者の〇〇〇〇が不足しているため、申請地を譲り受けて〇〇〇を整備しようとするものです。

申請地の東西南北側は宅地に接しています。現状のままで利用するので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で水路へ放流し、日照・通風等についても、周囲へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 2 番です。関連資料は 61 号から 67 号になります。

譲受人は鹿児島市の〇〇〇〇，譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 1 1,033 m²で、〇〇自治会に位置します。申請人は、鹿児島市で〇〇〇〇業を営む法人であり、住宅ニーズに応えるために、需要が見込まれる申請地を譲り受けて、特定建築条件付売買予定地（宅地 3 区画）を造成しようとするものです。

申請地の南側西側は畑に、東側は宅地に、北側は市道に接しています。1.7m 程度の盛土を行うが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく、雨水は自然流下で道路側溝へ、汚水・生活雑排水は公共下水道へ放流し、日照・通風等については、建築物の高さを抑制するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長 次に、18 番委員をお願いします。

18 番委員 報告いたします。

53 号の審議番号 3 番です。関連資料は 68 号から 73 号になります。

譲受人は鹿児島市の〇〇〇〇，譲渡人は鹿児島市の〇〇〇〇さんです。この案件は、47 号で取消申請に基づく取得での案件であります。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 畑 1,508 m²で、〇〇自治会北東側に位置します。

申請人は鹿児島市に〇店を置き、〇〇〇〇業を営む法人であり、当初、当該土地を賃借する予定であったが、賃貸人からの申し出により譲り受けることになったことから、改めて所有権設定の申請をしようとするものです。

申請地の北側は山林に、東側は山林、畑に、南側は市道に、西側は農道、山林に接しています。40 cm程度の盛土、切土を行うが、法面保護をするので土砂流出等の恐れはなく、雨水は沈砂池を介して既設排水路へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設け、建築物の高さを抑制するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議長
6 番委員

次に、6 番委員お願いします。

報告いたします。

54 分の審議番号 4 番です。関連資料は 74 分から 77 分になります。

譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 畑 642 m²で、〇〇自治会に位置します。申請理由、被害防除対策等につきましては、先ほど農振除外で報告しましたので省略します。

続きまして、審議番号 5 番です。関連資料は 78 分から 81 分になります。

譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は神奈川県の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇〇番 畑 34 m²で、〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭になったことから申請地を譲り受けて、隣接する宅地（344 m²）との利用で一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の東側北側は農地に、西側は宅地に南側は市道に接しています。現状のままで利用しますが、よう壁を設けるので土砂流出等の恐れはなく雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については建物の高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 6 番です。関連資料は 82 分から 85 分になります。

譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番 畑 438 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭になったことから申請地を譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側西側は宅地に、東側は農地に南側は県道に接しています。現状のままで利用しますが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、高さを加減するので、周囲の農地等

へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
3 番委員

次に、3 番委員お願いします。

報告いたします。

55 ㊦の審議番号 7 番です。関連資料は 86 ㊦から 89 ㊦になります。

譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。

申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 畑 479 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は市内の借家に居住する会社員であり、借家が手狭になったことから申請地を母から譲り受けて、一般住宅を建築しようとするものです。

申請地の北側、東側、西側は畑に、南側は市道に接しています。0.4m 程度の盛土をおこなうが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、緩衝地を設けるので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、審議番号 8 番です。関連資料は 90 ㊦から 93 ㊦になります。

譲受人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さん、譲渡人は川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 389 m²で〇〇自治会に位置します。

申請人は、市内の借家に居住する農家であり、借家が手狭になったことから、申請地を譲り受けて、一般住宅を建築するものです。申請地の東側、西側は宅地に、南側は農地に、北側は市道に接しています。

現状のままで利用するが、よう壁を設けるので土砂の流出等の恐れはなく、雨水は道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、高さを加減するので、周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

続きまして、94 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 95 ㊦から 101 ㊦になります。

借人は東京都〇〇の〇〇〇〇、貸人は鹿児島市の〇〇〇さん外 7 名です。

申請地は、知覧町〇〇字〇〇 〇〇〇番 外 4 筆 2,506 m²で〇〇自治会に位置します。申請人は、東京都に〇店を置き、〇〇〇〇業等を営む法人であり、経営の安定を図るために、集客が見込まれ、配送の利便性もある申請地を借り受けて、〇〇〇〇を建築しようとするものです。

申請地の北側は宅地に、西側は農地に、東側南側は県道に接していま

す。1 m程度の盛土を行うが、よう壁を設置するので土砂流出等の恐れはなく、雨水は溜枡を介して道路側溝へ、汚水・生活雑排水は合併浄化槽を介して道路側溝へ放流し、日照・通風等については、建築物の高さを抑制するので周囲の農地等へ影響を及ぼす恐れはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長
農政係長

ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

補足説明いたします。

一般基準の資力及び信用、遅滞なく申請用途に供することの確実性並びに周辺の農地に係る営農条件に支障を生ずるおそれの有無につきまして、申請内容、添付書類及び現地調査により確認されていますので、適当であると判断されます。

審議番号1番、7番、8番の農地区分としては、用途地域が定められている区域内にある都市計画用途地域内農地であり第3種農地に区分されます。

審議番号2番の農地区分は、水道管、下水道管が埋設されている幅員4 m以上の道路の沿道の区域内にあり、かつ、概ね500m以内に2つ以上の公共施設又は公益的施設が存在する農地であることから、第3種農地の『都市的環境整備農地』に区分されます。

審議番号3番は市の農業振興地域整備計画に定められた農用地区域内にある農地であり、耕作又は養畜の業務のため、営農に必要な施設の用に供される農業用施設用地に該当する施設であることから農用地区域内農地の不許可の例外である『農用地利用計画指定用途』に区分されます。

審議番号4番と6番は農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地に該当することから、第2種農地の『その他の農地』に区分されます。

審議番号5番と賃借権の審議番号1番は第1種農地と判断されますが、既存の集落に接続していることから第1種農地の不許可の例外である『集落接続施設』に区分されます。代替地を検討しましたが適地が見つからなかったとのことでした。

以上のことから、申請がなされた転用につきましては、やむを得ないと判断されます。

なお、所有権設定の審議番号5番と賃借権設定の審議番号1番は第1種農地のため、また所有権設定の審議番号3番は農用地区域内に区分されるため来月、県常設審議委員会の意見聴取となります。

以上で補足説明を終わります。

議 長

只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

質問、御意見はございませんか。

18 番委員

審議番号7番の関連資料88 頁の地籍図を見ると複数の筆があるようですが、1

筆の申請ですよね。

農地係長 88 ㊦の地籍図のところですが、地籍図の最新版が市役所に届いていなくて、前の地籍図に上書きするような形で記載してありますが、登記上の地籍図はこのような形で1筆になっております。こういう形で分筆されたところであります。

議長 よろしいでしょうか。他にございませんでしょうか。

委員 「なし」の声あり

議長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 71 号「農地法第 5 条許可申請に対する許可並びに意見聴取定決定について」は、所有権移転の審議番号 3 番、5 番以外の 6 件については申請どおり許可し、所有権移転の審議番号 3 番、5 番の 2 件及び貸借権設定の 1 件については、県農業会議へ意見聴取することに御異議ございませんか。

委員 「異議なし」の声あり

議長 異議なしと認めます。

よって議案第 71 号に係る案件については、所有権移転の 6 件については申請どおり許可し、所有権移転の 2 件及び貸借権設定の 1 件については、県農業会議へ意見聴取することに決定されました。

議長 次に、日程第 10 議案第 72 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計画に対する意見決定について」を議題といたします。

事務局に提案説明を求めます。

農地係長 説明いたします。

104 ㊦～105 ㊦をご覧ください。「所有権移転」です。

譲渡人は広島市の〇〇〇〇さん、譲受人は知覧町〇〇の〇〇〇〇さん外 4 件です。

設定面積は、田 3 筆 3,270 m²、畑 19 筆 26,782 m²の合計 22 筆 30,052 m²で、理由につきましては、規模拡大 4 件、受贈 1 件です。

10 a 当たりの取引価格につきましては、田が 450 千円、畑が 590 千円から 4,061 千円です。

10 a 当たりの取引価格の平均としましては、田が 187 千円、同じく畑が 284 千円でございます。地域別では知覧地域 3 件、川辺地域 2 件です。

続きまして、107 ㊦～114 ㊦の「賃貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、額娃町〇〇の〇〇〇〇外 43 件です。

設定面積は、田 4 筆 6,265 m²、畑 74 筆 102,980 m²の合計 78 筆 109,245 m²で、額娃地域 6 件、知覧地域 21 件、川辺地域 17 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「賃貸借利用権設定」につきましては件数が 8 件、設定面積は畑 29 筆 37,952 m²で、額娃地域 3 件、知覧地域 5 件となっております。

続きまして、116 号～118 号の「使用貸借利用権の設定」です。

利用権を設定する者は、鹿児島市の〇〇〇〇さん、設定を受ける者は、
額娃町〇〇の〇〇〇〇外 6 件です。

設定面積は、田 2 筆 821 m²、畑 26 筆 28,881 m²の合計 28 筆 29,702 m²
で、額娃地域 1 件、知覧地域 5 件、川辺地域 1 件となっております。

なお、この内、農地中間管理事業での「使用貸借利用権設定」につつま
しては件数が 3 件、設定面積は畑 8 筆 11,754 m²、知覧地域 3 件となつて
おります。

以上、すべての案件につきまして、その内容は市の農業経営基盤強化基
本構想に適合し、その農用地のすべてにおいて耕作又は養畜の事業を行
い、また事業に必要な農作業に常時従事し、その土地を効率的に利用す
ることが認められ、併せて当該土地に権利を有する者のすべての同意が得
られていることを確認しております。

以上で説明を終わります。

議 長 只今説明のありました案件について、審議をお願いいたしますが、所有権移
転のうち〇〇委員が 4 番、賃貸借利用権設定のうち〇〇委員が 5 番、6
番、〇〇委員が 20 番について議事参与の制限に該当しますので、まず該
当者のいない案件について、全委員で審議いたします。

質問、御意見はございませんか。

4 番委員 所有権移転で私の聞き違いかもしれませんが、畑の 59 万円から 406 万円ですか
ね。

農地係長 畑の 59 万円から 406 万千円です。

4 番委員 4,061 千円の案件は、どれですか。

農地係長 審議番号 3 番になります。4 筆になります。

4 番委員 10 a 当たりで 406 万円？

農地係長 取引価格ですので、全体面積の取引価格になります。

10 a 当たりの全体の平均になりますと畑は 284 千円です。

議 長 よろしいですか。他にございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 72 号「農業経営基盤強化促進法の規定による農用地利用集積計
画」に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件については、申
請どおり適当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号に係る案件のうち、議事参与の制限に該当しない案件につ
いて、申請どおり適当意見とすることに決定しました。

議 長 引き続き、議案第 72 号のうち、議事参与の制限に該当する案件について審議を

行います。それでは、〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の退室を求めます。

(退 室)

議 長 これより、質疑を行います。質問、御意見はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 72 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については、申請どおり適
当意見とすることに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。

よって、議案第 72 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どお
り適当意見とすることに決定いたします。

〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員の入室を許可いたします。

(入 室)

議 長 〇〇委員、〇〇委員、〇〇委員に報告いたします。

議案第 72 号のうち、議事参与の制限に該当する案件については申請どお
り適当意見することに決定されました。

議 長 次に、日程第 11 議案第 73 号「非農地証明願について」を議題といたしま
す。現地調査員の報告を求めます。10 番委員お願いします。

10 番委員 報告いたします。

120 ㊦の審議番号 1 番です。関連資料は 122 ㊦から 125 ㊦になります。

申請人は名古屋市の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇
〇〇〇番 畑 310 m²外 1 筆で〇〇自治会に位置します。

平成 10 年に申請地を相続したが、亡くなった祖母が木を植栽してお
り、県外に居住していたことから、手入れが行き届かず、現在に至ってい
ます。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況です。県外在
住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、18 番委員お願いします。

18 番委員 報告いたします。120 ㊦の審議番号 2 番です。関連資料は 126 ㊦から
129 ㊦になります。

申請人は頰娃町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、知覧町〇〇字〇〇
〇〇〇番 畑 443 m²で〇〇自治会南側に位置します。県道の瀬世と縦貫道
の交差点から頰娃の方へ〇〇m行った道路沿いにあります。

申請地は以前、造園業者が街路樹の仮植え地として使用していたが、申
請人が街路樹を植えてある状態で買い受け、手入れもできず現在は街路樹
や雑木が大きく育ち山林となっています。体力的に管理ができず今後も農
地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、10 番委員お願いします。

10 番委員 報告いたします。120 ㊦の審議番号 3 番です。関連資料は 130 ㊦から 136 ㊦になります。

申請人は、京都府の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 畑 78 m²外 4 筆で〇〇自治会東側に位置します。

①番から④番については、日当たりなどが悪く農地として適さなかったことから、父が約 40 年前に杉を植林し現在に至っています。農地への復元は著しく困難であり、周囲も山林の状況です。県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

⑤番については、狭い土地で不便な場所などにあり、長い間不耕作で管理ができず雑木、竹が生い茂り現在に至っています。県外在住で今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 次に、月野委員お願いします。

3 番委員 報告いたします。

121 ㊦の審議番号 4 番です。関連資料は 137 ㊦から 144 ㊦になります。申請人は、川辺町〇〇の〇〇〇〇さんです。申請地は、川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 畑 325 m²のうち 57 m²と川辺町〇〇字〇〇 〇〇〇番 田 542 m²で〇〇自治会南側位置します。

①番については、平成 12 年頃まで農地として利用していたが、申請人の父が農地の一部に建物を建築し相続をしたもので、現在も建物が建っています。農地への復元は著しく困難であり、今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

②番については、平成 12 年頃まで農地として利用していたが申請人が相続する前から不耕作状態となり、雑木が生い茂り山林の状態であるに至っており、周辺も山林であります。今後も農地として利用する見込みはないと判断しました。

以上で報告を終わります。

議 長 ここで、事務局に補足がありましたら説明を求めます。

農地係長 補足説明いたします。

非農地判断につきましては、市の非農地に係る取扱の規定に基づきまして、宅地については建物が完成してからの経過年数を、山林については植林後及び自然的条件で樹木が繁茂してからの経過年数、原野については竹、雑木、雑草等の植生の状態を考慮した上で今後も継続して農地として利用する見込みはないと判断したところでございます。

以上で補足説明を終わります。

議 長 只今現地調査員の報告並びに事務局の補足説明のありました案件について審議をお願いします。

委 員 質問、御意見はございませんか。

「異議なし」の声あり

議 長 質問、御意見がありませんので、採決いたします。

議案第 73 号「非農地証明願について」は、申請理由からしてやむを得ないものとして、申請どおり証明書を交付することに御異議ございませんか。

委 員 「異議なし」の声あり

議 長 異議なしと認めます。よって議案第 73 号については、申請どおり証明書を交付することに決定します。

議 長 次に、日程第 12「その他」でございますが、委員の方々から何かございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようでございますが、事務局は何かありませんか。

事務局長 (今後の日程について連絡する。)

議 長 只今の件について、御質問はございませんか。

委 員 「なし」の声あり

議 長 ないようございますので、以上で本日の総会に付議されました全案件の審議は終了いたしました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、併せて令和 5 年第 11 回南九州市農業委員会総会を閉会いたします。御起立願います。

事務局長 「一同礼」

閉 会 午後 3 時 00 分

南九州市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定により署名する。

南九州市農業委員会議長 _____

会議録署名委員 11 番 _____

会議録署名委員 13 番 _____